

行政監査結果報告

平成 30 年 7 月

多治見市監査委員

多 監 第 22 号
平成 30 年 7 月 30 日

多 治 見 市 長 古 川 雅 典 様
多 治 見 市 議 会 議 長 加 納 洋 一 様

多 治 見 市 監 査 委 員 尾 関 恵 一

同 嶋 内 九 一

平成 30 年度行政監査の結果について(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定による行政監査を次のとおり執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

1 監査のテーマ 廃棄物処理施設における現地調査（月見センターを除く）

2 監査の目的 廃棄物処理施設の現地を調査することにより、各施設の管理運営と廃棄物の処理状況を確認することを目的とする

3 監査日時 平成 30 年 7 月 10 日(火)午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

4 監査対象 環境文化部三の倉センター、堆肥化センター、大畑センター、笠原クリーンセンター

5 監査の概要

(1) 全体事項

多治見市が所有する廃棄物処理施設4センターは、「廃棄物処理センター及び清掃事務所設置規則」（昭和48年規則第16号の2号）を定め、直営で管理運営を行っている。

多治見市監査委員は、施設の現地調査を実施し、次の着眼点を以って監査を執行した。

ア 施設の設置目的に合致した管理運営が行われているか。

イ 施設は安全性を考慮し管理運営されているか。

ウ 利用の妨げとならないよう、施設内の整理整頓や機器類の整備はなされているか。

エ 施設のセキュリティ等の体制は万全か。

オ 廃棄物は適正に処理がされているか。

カ 今後の方向性は決まっているか。

なお、監査当日は担当者のほか、所管部課長の出席を求めた。

監査を行った廃棄物処理施設の内容は、次のとおりである。

(2) 三の倉センター

平成 15 年に開設、敷地面積 40,500 m²、延床面積 18,195 m²の焼却施設である。コークスベッド式直接熔融炉方式を採用し、24 時間連続運転で 1 日 170 トンの焼却処理能力を有する。焼却炉から排出されるメタルとスラグは建設資材等として資源化され、最終的に埋立てが必要となるのは、飛灰のみで、重量は元のごみの 6%程度になる。

施設は新日本製鐵(株)が設計・施工し、焼却炉の管理運営を同社の系列会社に業務委託している。

施設の長寿命化を図るため、平成 23 年度から平成 26 年度までの第 1 期基幹改良工事を総額 1,989,750,000 円で行い、現在は第 2 期基幹改良長寿命化工事を平成 29 年度から平成 31 年度までの継続事業として総額 815,325,000 円で行っており、平成 44 年度まで使用可能な施設を目指している。

また、リサイクルプラザでは資源、破碎ごみ及び粗大ごみの受入れを行い、金属破碎処理や飲料缶プレス処理を行い、資源化量の増加を図っている。

(3) 堆肥化センター

平成 18 年に開設、敷地面積 1,400 m²の堆肥化施設である。市内の学校給食等から排出される食品残さや天ぷら油を利用して堆肥やBDFを製造している。運営は地元の(有)池田南営農組合に委託しており、生産された堆肥は、地元や市内の幼稚園・保育園、小学校等に配布し利用している。

また、BDFは三の倉センターの車両の燃料として利用している。

(4) 大畑センター

敷地面積 114,771 m²であり、安定型最終処分場は昭和 47 年に開設、埋立面積 81,888 m²、埋立容量 2,320,729 m³の一般廃棄物と産業廃棄物が搬入され、サンドイッチ方式で埋立処分を行っている。

管理型最終処分場は平成 22 年に開設、埋立面積 4,260 m²、埋立容量 35,000 m³で三の倉センターでゴミを焼却したときに発生する飛灰のみを専用に埋立する施設であり、屋根付クロズドシステム構造のため、浸出水処理施設を有しない施設である。

また、愛岐処分場に年間 1,100 トン程の飛灰の埋立てをお願いしているため、愛岐処分場の視察も合わせて実施した。

(5) 笠原クリーンセンター

敷地面積 103,207 m²であり、安定型最終処分場は昭和 47 年に開設、埋立面積 85,535 m²、埋立容量 1,451,795 m³である。管理型最終処分場は平成 7 年に開設、埋立面積 6,100 m²、埋立容量 30,000 m³で現在は休止中であり、災害廃棄物のみの受入れを行っている。

6 監査の結果

今回実施した廃棄物処理施設 4 センターの現場監査の結果、設置目的にあった管理運営がされ、適正に処理がされていることが確認された。

家庭から排出されるごみは、年々減量されていることを確認した。一方事業所から排出されるごみは、増加傾向にあり、対策を講じる必要性を感じた。今後ともごみ減量化に努め、施設の長寿命化を図り、適正な廃棄物処理に努められたい。

なお、意見書に記すべき要望事項は特になかった。